



金 沢 市 公 報

第 2 9 3 5 号 の 2

平成30年(2018年)5月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○ 金沢市コミュニティ活動推進用具購入費等補助金交付要綱の一部改正について (市民協働推進課)	1

告 示

●金沢市告示第156号

金沢市コミュニティ活動推進用具購入費等補助金交付要綱（平成7年告示第26号）の一部を次のように改正する。

平成30年5月1日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第1号中「又は子供みこし」の次に「(以下「太鼓等」という。)」を加え、同条第6号中「太鼓又は子供みこし」を「太鼓等」に改め、「延べ面積」の次に「(複数の町会等が合同で設置し、又は修繕する場合(以下「合同設置等の場合」という。))にあっては、太鼓等1台当たりの延べ面積)」を加え、同条第7号中「認める用具」の次に「(以下「山車等」という。)」を、「延べ面積」の次に「(合同設置等の場合において、山車等1台当たりの延べ面積)」を加える。

第3条の表中

(11) 太鼓等収納庫	設置	3分の1	500,000円
	修繕	3分の1	300,000円
(12) 山車等収納庫	設置	2分の1	2,000,000円
	修繕	2分の1	1,000,000円

を

(11) 太鼓等収納庫	設置	3分の1	500,000円(合同設置等の場合において、500,000円に、250,000円に町会等の数又は収納する太鼓等の数のうちいずれか少ない数から1を減じた数を乗じて得た額を加算した額)
	修繕	3分の1	300,000円(合同設置等の場合において、300,000円に、150,000円に町会等の数又は収納する太鼓等の数のうちいずれか少ない数から1を減じた数を乗じて得た額を加算した額)
(12) 山車等収納庫	設置	2分の1	2,000,000円(合同設置等の場合において、2,000,000円に、1,000,000円に町会等の数又は収納する山車等の数のうちいずれか少ない数から1を減じた数を乗じて得た額を加算した額)
	修繕	2分の1	1,000,000円(合同設置等の場合において、1,000,000円に、500,000円に町会等の数又は収納する山車等の数のうちいずれか少ない数から1を減じた数を乗じて得た額を加算した額)

に

改める。

附 則

この告示は、平成30年5月1日以後に行うコミュニティ活動推進用具の購入等について適用する。

平成30年(2018年)5月1日	印刷	発行人	金 沢 市
平成30年(2018年)5月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉銚4丁目166番地	